

琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税の使途に関する基本方針

平成 31 年 4 月 1 日策定

琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）は、従来の林業を中心とした森林政策から森林の多面的機能が持続的に発揮される環境を重視した新たな森林づくりへと転換するとともに、森林の恵みを等しく享受している県民全体が協働で森林づくりに取り組んで行くこととし、この新たな視点に立った森林づくりの財源に充てるため、平成 18 年 4 月に導入し、施行後 10 年以上が経過しているところでは、

この間、本県における森林を取り巻く環境は大きく変化し、ニホンジカの食害に伴う表土流出、頻発する気象災害等による風倒木・土砂流出など、県民税の導入時には想定していなかった新たな課題が顕在化してきており、さらには森林・林業・山村の一体的な振興を目指す「やまの健康」への取組など、これまでの予算では十分に対応できない状況が生じています。

一方、国では森林整備に関する全国的な見地から、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が創設され、森林経営管理法ならびに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）（以下「譲与税法」という。）が平成 31 年度から施行されます。

滋賀県では、こうした状況を踏まえ県民税の使途の見直しを行い、県と市町における県民税と譲与税の使途について整理して、これらをわかりやすく示すために基本方針としてまとめました。

本基本方針では、県と市町の適切な役割分担のもと、それぞれの財源を用いて森林づくりに取り組むための基本的な考え方を示します。

第 1 琵琶湖森林づくり県民税の使途に関する基本的事項

県民税の使途は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成 17 年滋賀県条例第 40 号。以下「県民税条例」という。）に規定されています。

- | |
|--|
| <p>※ 琵琶湖森林づくり県民税条例（平成 17 年滋賀県条例第 40 号 平成 31 年 3 月改正）より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none">・ 環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保する（第 1 条）・ 第 1 条の施策であって、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする（第 4 条） |
|--|

また、県民税条例第 4 条の「知事が別に定めるもの」については以下のとおり要綱に規定していません。

※ 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条の規定に基づき知事が定めるものを定める要綱
(平成31年3月制定)

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次のいずれかに該当する施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

県民税により取り組む事業は、図1の体系に示すとおり、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」の2つに区分され、さらに8つの事業に区分されます。

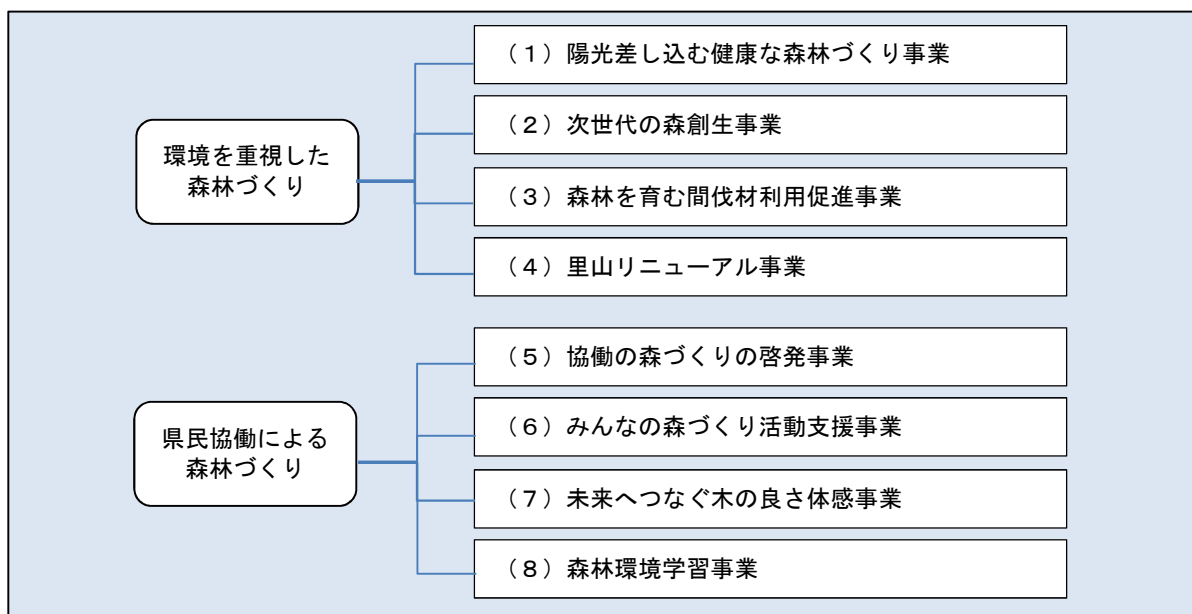


図1 琵琶湖森林づくり事業の体系

第2 森林環境譲与税の使途に関する基本的事項

譲与税の使途については、譲与税法に規定されており、毎年度、国から各都道府県および市町村へ直接譲与されます。

滋賀県に配分される譲与税は、譲与税創設の趣旨と森林経営管理法の目的を踏まえ、譲与税法の規定

に基づいた市町施策の支援等に充てることとします。

※ **森林環境税及び森林環境譲与税の創設の趣旨（平成 30 年度、平成 31 年度税制改正大綱より抜粋）**

- ・パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法を踏まえて創設。
- ・市町村は、譲与税を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。
- ・都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。

※ **森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）の目的**

「森林経営管理制度に係る事務の手引（平成 30 年 12 月 林野庁計画課）」より抜粋

- ・経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築する。
（全体の仕組み）
 - ① 森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化
 - ② 市町村は、経営や管理が行われていない森林を対象に森林所有者の意向を確認
 - ③ 市町村は、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林については、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営や管理について委託を受ける（経営管理権の取得）
 - ④ 市町村は、経営管理権を取得した森林について、
 - ア 林業経営に適した森林は、経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営や管理を林業経営者に再委託（経営管理実施権の設定）
 - イ 林業経営者に再委託しない森林等は、市町村自ら市町村森林経営管理事業を実施
 - ⑤ 所有者不明森林等において一定の手続を経て市町村が経営や管理の委託を受けることができる

※ **森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号） 第 34 条**

- 一 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない
 - 1 森林の整備に関する施策
 - 2 森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林整備の促進に関する施策
- 二 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
 - 1 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
 - 2 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第 1 号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
 - 3 前項第 2 号に掲げる施策

第 3 県民税と譲与税の使途整理

県民税の充当事業と県分の譲与税、また市町分の譲与税の使途整理のイメージを図 2 に示します。
県民税は、環境重視と県民協働の視点に立った施策に充当し、新たに顕在化してきた課題にも対応

していくこととしますが、県民税で市町へ支援する事業については、放置林整備等に対し市町に配分される譲与税が活用できることから、広域対策、モデル事業等に関り支援することとします。

なお、森林経営管理法に基づく市町への支援等の施策については、県に配分される譲与税を充当することとします。

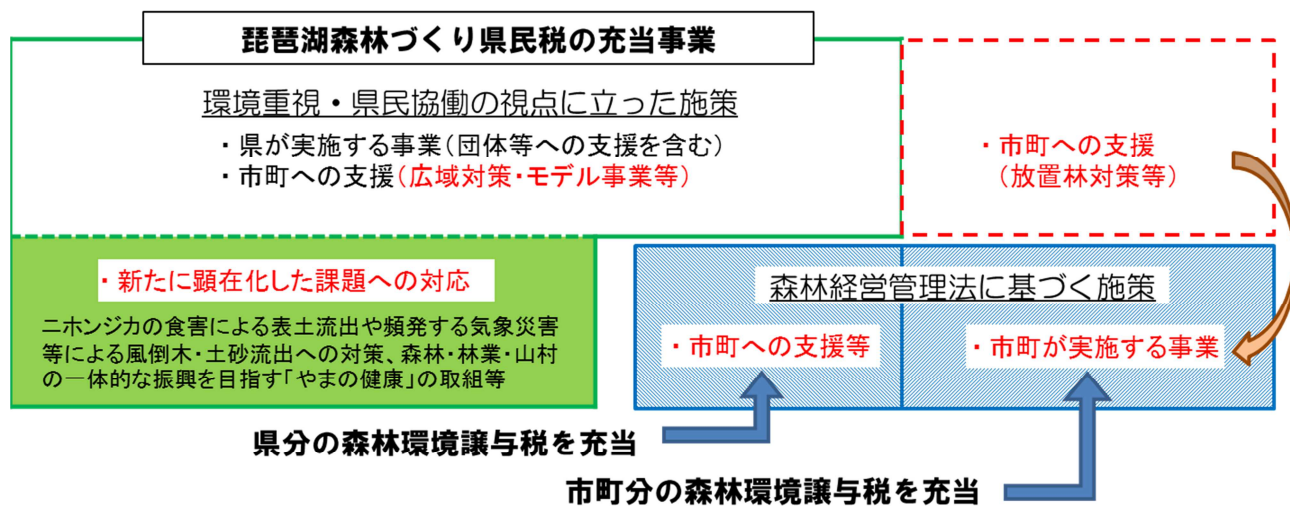


図2 県民税と譲与税の使途整理のイメージ

第4 県と市町が行う事業の方向性

森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町がそれぞれの役割に応じて、県民税や譲与税等を活用し、適切な連携のもと、施策を実行することが重要です。

本基本方針では、森林づくりにおける県と市町の役割について、次のとおり整理することとします。

(1) 県と市町の事業実施区分の視点

県と市町が行う事業実施区分の視点として、次の図3に示すとおり、県は広域的な役割に応じた施策、市町は基礎自治体として地域の実情に応じた施策を行うことが望ましいと考えられます。

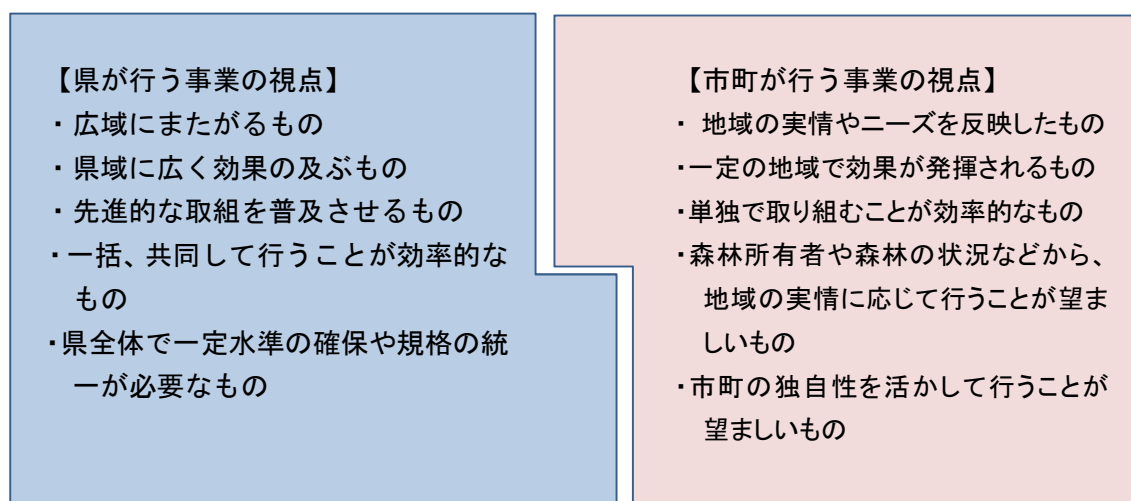


図3 県と市町の事業実施区分の視点

(2) 県と市町が取り組む事業

前項(1)で整理した役割に基づき、県民税と譲与税を活用し、県と市町が取り組む事業の方向性を表1、また事業区域のイメージを図4のとおり示します。

特に、譲与税については幅広い用途が規定されていますが(「第3 森林環境譲与税の用途に関する基本的事項」参照)、その創設の趣旨を踏まえ、森林経営管理法に基づく施策等に充てることが望ましいと考えられます。

	県民税	譲与税
用途の考え方	環境重視と県民協働の視点に立った施策であって、森林経営管理法に基づく市町の支援等の施策以外のもの (「別紙」1 琵琶湖森林づくり県民税による取組」参照)	森林経営管理法に基づく施策 (「別紙」2 県に配分される森林環境譲与税による取組」参照)
県の用途	水源涵養などの機能が広域に発揮される奥地での針広混交林化 等	森林経営管理法に基づく市町の支援等(境界明確化にかかる市町への支援や担い手の確保育成)
市町の用途	(県からの補助により事業を実施) ・水源林の保全を目的として行うニホンジカの捕獲 ・県産材の一層の活用につながる先進的な技術や製品を用いたモデル的な木造公共施設整備 ・県域で行う森林環境教育 等	放置森林の整備とこれに伴う境界の明確化、地域の森林整備促進につながる県産材の利用等 【事業の事例】 ・地域に身近な里地での放置林整備 ・森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査や境界明確化 ・県産材を用いた公共施設整備(一般的な構法によるもの) ・県産材を用いた木製備品購入 ・自伐型林業団体への支援 ・地域の実情に応じて実施する「木育」の推進 ・地域との協働で行う林業職場体験の実施 等

表1 県と市町が取り組む事業の概要

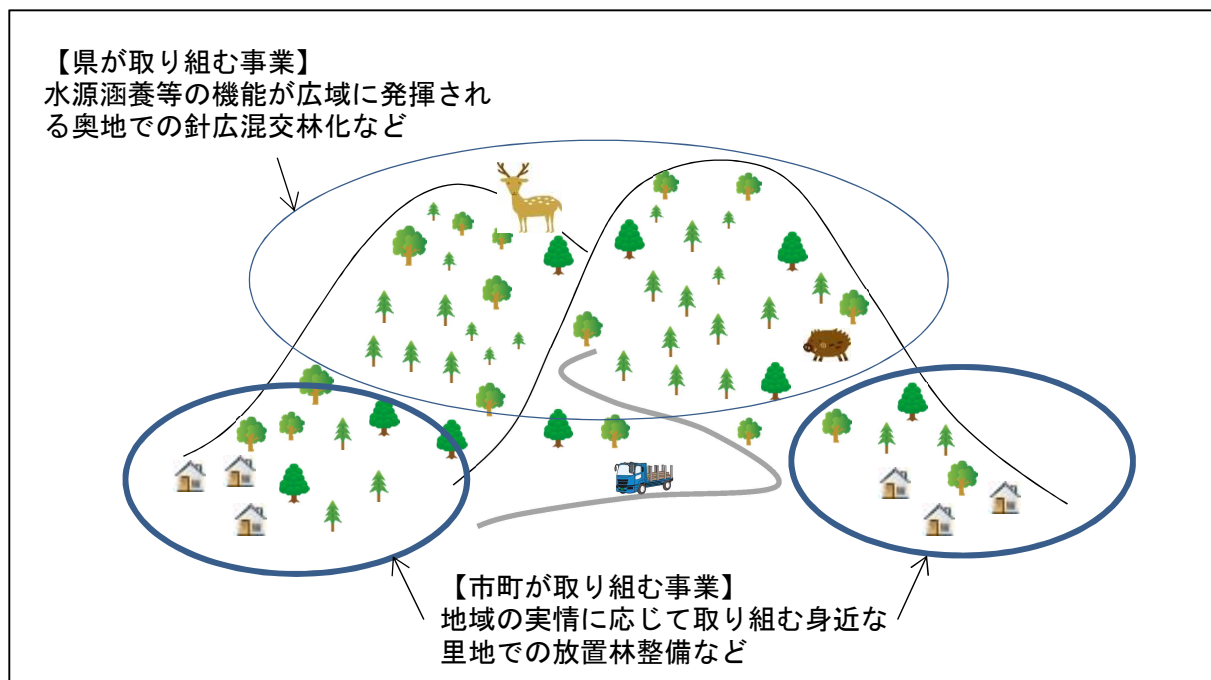


図4 県と市町が行う事業区域のイメージ

(別紙)

1 琵琶湖森林づくり県民税による取組

事業名	概要
環境を重視した森林づくり	
1 陽光差し込む健康な森林づくり事業 要綱第2条(1)「適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策」に該当	
1-1 環境林整備事業	放置された人工林の密度を調整し、多面的機能が持続的に発揮できる森林の整備
1-2 農地漁場水源確保森林整備事業	水源確保に重要な特定区域において除間伐等の森林整備の実施
1-3 森林環境の調査研究	環境保全のための森林づくりのあり方に関する調査研究(花粉の少ない森林づくり対策、森林土壌調査等)の実施
1-4 水源林保全対策事業	水源林保全巡視員等による治山施設の保全状況や森林被害の実態等の調査、ニホンジカ被害に伴う下層植生の衰退等による土壌流出防止を目的とし、植生回復を図るためのモデル的かつ広域的な獣害防護柵の設置等
1-5 森林動物対策事業	森林被害や森林生態系等への影響の低減を図るためのニホンジカの捕獲等
1-6 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業	巨樹・巨木の保全活動や周辺整備等の支援
2 次世代の森創生事業 要綱第2条(2)「琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた新たな世代の森林づくりを行う施策」に該当	
2-1 次世代森林育成対策事業	獣害防止施設の設置とともに行う再生林に対する支援
2-2 森林認証普及拡大事業	森林認証の普及啓発と取得経費への支援
3 森林を育む間伐材利用促進事業 要綱第2条(3)「間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策」に該当	
3-1 地球温暖化防止対策県産材供給支援事業	間伐材等の県産材のカスケード利用を促進するため、その経費への支援
3-2 間伐材搬出対策事業	林内に放置された間伐材の搬出利用を図るため、高性能林業機械のレンタルによる導入支援や間伐材搬出道整備
4 里山リニューアル事業 要綱第2条(4)「荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策」に該当	
4-1 里山防災・緩衝帯整備事業	獣害防止機能や防災機能を強化して、県民が親しみ利用できる里山の復元への支援
県民協働による森林づくり	

5 協働の森づくりの啓発事業 要綱第2条(5)「県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策」に該当	
5-1 琵琶湖森林づくり県民税の使途説明	広報誌等による発信、概要冊子の作成等
5-2 協働の森づくりに関する普及啓発	県民講座の開催や琵琶湖森林づくりパートナー協定制度の運用等による普及啓発
5-3 「びわ湖水源のもりの日・月間」普及啓発	「びわ湖水源のもりの日・月間」の普及啓発
5-4 全国植樹祭開催準備事業	2021年に全国植樹祭を滋賀県で開催するため、その準備に係る事業（家庭や学校でボランティアを募集し、苗木育成を行う「苗木のホームステイ」等）の実施
6 みんなの森づくり活動支援事業 要綱第2条(6)「地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策」に該当	
6-1 県民参加の里山づくり事業	地域が協働して取り組む里山の整備と活用への支援
6-2 木の駅プロジェクト推奨事業	未利用材の有効活用を促進するため、自伐型林業のための研修会の開催等
6-3 森林山村多面的機能発揮事業	地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用などの取組への支援
6-4 森の恵み活用促進事業	森林山村の資源を活用し、地域との協働による持続的な生業の創出への支援
7 未来へつなぐ木の良さ体感事業 要綱第2条(7)「木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策」に該当	
7-1 木の香る淡海の家推進事業	住宅等へのびわ湖材の利用促進（新設、耐震改修、内装木質化）
7-2 びわ湖材利用促進事業	公共施設等へのびわ湖材の利用促進 ・公共性の高い施設におけるびわ湖材を用いたモデル的な建築部材使用等への支援 ・公共性の高い施設における木製品の導入支援
7-3 森の資源研究開発事業	森林資源等の利活用にかかる研究開発への支援
7-4 「びわ湖材」産地証明事業	間伐材を中心とする県産材の産地の明確化と普及およびCLTの活用促進に向けた研修会の開催等
7-5 未利用材利活用促進事業	未利用材の搬出利用への支援
8 森林環境学習事業 要綱第2条(8)「木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策」に該当	
8-1 森林環境学習「やまのこ」事業	小学4年生を対象とした森林環境学習実施の支援
8-2 木育推進事業	木育に係る人材育成のための研修会の開催等
8-3 森のようちえん推進事業	森林を活用した自然保育等を行う「森のようちえん」活動を推進するための検討会等

2 県に配分される森林環境譲与税による取組

事業名	概要
○森林経営管理市町等支援事業 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 条）に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施する事業	
（1）森林境界明確化推進事業	森林の経営管理を進めるために市町が行う森林の境界明確化への支援
（2）森林・林業人材育成事業	経営管理の再委託先となる担い手の確保育成（市町職員の育成を含む）